

米国 - 大型民間航空機の貿易に影響を与える措置事件 (二次申立て)

21.5 条パネル報告 (WT/DS353/RW)

申立国 : EU 被申立国 : 米国

第三国参加 : オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国、ロシア

東京大学 北村朋史

I. 事案の概要

1. 手続の時系列

手続の時系列は以下の通りである。

- 2006年1月20日 EU パネル設置要請
- 2006年2月17日 パネル設置
- 2011年3月31日 パネル報告配布
- 2011年4月1日 EU 上訴通知
- 2011年4月28日 米国上訴通知
- 2012年3月12日 上級委員会報告配布
- 2012年3月23日 パネル・上級委員会報告採択
- 2012年9月23日 履行期間終了
- 2012年10月11日 EU21.5 条パネル設置要請
- 2012年10月30日 21.5 条パネル設置
- 2017年6月9日 21.5 条パネル報告配布
- 2017年6月29日 EU 上訴通知
- 2017年8月10日 米国上訴通知

2. 原手続における認定と勧告

原パネルは、FSC と ETI によってボーイング社に与えられたいくつかの税の免除は、補助金協定 3.1 条(a)、3.2 条における禁止された補助金であると認定した。

原パネル及び上級委は、以下の措置が補助金協定 5 条(c)、6 条に違反していると認定した。(a) 8 つの研究開発プログラムに基づき締結された調達契約による NASA のボーイング社への支払い、及びこれらプログラムに基づき締結された調達契約と航空宇宙契約によるボーイング社への施設、設備、職員へのアクセスの提供。(b) 23 の研究開発プログラムに基づき締結された支援合意による国防省のボーイング社への支払い、及び施設へのアクセスの提供。(c) FSC/ETI によるボーイング社への税の免除。(d) 民間航空機と部品製造業社に対するワシントン州の事業税減税。(e) カンザス州ウィチタ市により発行された地方債 (IRB) に係る資産税、売上税の減税。

原上級委は、著しい害の認定に関して、以下の通り勧告した。「DSB に米国に対して本報告及び本報告によって修正されたパネル報告によって補助金協定に違反していると認定された措置を当該協定に適合させることを求めるよう勧告する。より具体的には、パネル報告 8.9 節においてパネルによってなされた勧告に鑑み、米国にその補助金の利用によってもたらされたと認定された悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止するよう勧告する。」

米国は、2012 年 9 月 23 日に「悪影響をもたらしていると認定された補助金を廃止し、又はその悪影響を除去するための多くの措置」を明示した通告を DSB に提出し、これら措置によって「本紛争における DSB の勧告と裁定を

完全に履行した」と述べた。

3. 当事国の要求

EU は、本パネルに対して以下の認定を行うよう求めている。(a) 米国は、履行期間の終了後も、①NASA の研究開発措置、②連邦航空局の研究開発プログラム (CLEEN プログラム)、③国防省の研究開発プログラム、④FSC/ETI とその後継の法に基づく所得税の免除、⑤ウィチタ市により発行された地方債 (IRB) に係る資産税、売上税の減税、⑥ワシントン州とその地方自治体の税その他の措置、⑦Gemini 計画、Emerald 計画、及び Phase II 措置に係るサウスカロライナ州とその地方自治体の措置を通じて、米国 LCA 産業に補助金を交付し、または維持していること。(b) これらの補助金はいずれも補助金協定 3.1 条(a)、3.1 条(b)、3.2 条及び GATT3 条に違反していること。(c) これらの補助金は、全体として、EU の LCA 関連の利益に対して現在の悪影響を及ぼしていること。

米国は、パネルに対して EU のすべての主張を退けるよう求めている。

II. パネル報告の要旨

1. イントロダクション

WTO の紛争解決における証明責任の配分に関する一般的規則が、補助金協定 7.8 条に係る事案も含めて、DSU21.5 条にも適用されることは、確立している。したがって、本手続においては申立国である EU が、米国は補助金を廃止していないこと、また米国は悪影響を除去するための適切な措置をとっていないことを証明する責任を負う (6.18)。

証明責任が EU にあることから、本報告における分析は、EU によって提示された主張と証拠の検討に基づいて進める (6.20)。

EU の主張の要点は次の通りである (6.29)。

(a) 米国は、履行期間の終了後も、次の補助金をボーイング社に交付し、または維持していることによって、7.8 条の意味における補助金の廃止を行っていない。

- ・「2006 年以後 (Post-2006)」の補助金：米国は、原手続でイエロー補助金と認定された措置に類する (及びその継続である) 7つの種類の補助金をボーイング社に交付し、または維持している。
- ・「2007 年以前 (Pre-2007)」の NASA 及び国防省の研究開発補助金：米国は、原手続で問題とされた特定の NASA 及び国防省の取引の条件を利益を除去するように修正していない。

(b) 米国によって交付、または維持されている補助金は悪影響を及ぼし、そのため米国は、補助金協定 7.8 条の意味における悪影響を除去するための適切な措置をとっていない。

- ・2006 年以後の補助金：これらの補助金は、履行期間後に主に価格的な因果関係を通じて新たな悪影響を及ぼしている。
- ・2007 年以前の NASA 及び国防省の研究開発補助金：これらの補助金は、履行期間後に技術的な因果関係を通じて付加的な悪影響を及ぼし、また原手続でこれらの補助金によってもたらされていると認定された悪影響が消滅せず、履行期間後も継続している。

EU のアプローチは、7.8 条は、原手続で DSB の勧告・裁定の対象となった過去に交付された特定の補助金措置だけでなく、原手続の完了後にとられた措置にも適用されることを前提としている。この前提は、先例における上級委員の「廃止」の概念に関する解釈や 7.8 条の範囲に関する分析に適合する。したがって、本パネルの 7.8 条に関する分析の範囲は、本質的に原手続で補助金協定に反すると認定された特定の「2007 年以前」の措置に限られるわけではなく、原パネルによって検討された参照期間後に交付されたと主張される補助金も、7.8 条に関する認定の根

拠になりうることは明らかである (6. 30-6. 36)。

また EU のアプローチは、「補助金を廃止する」義務、「悪影響を除去するための適当な措置をとる」義務の双方について、7. 8 条の未来志向的 (prospective) な解釈に依拠しているように見受けられる。上級委は、7. 8 条に関する先例において、WTO 法における救済は一般に未来志向的な性質のもので理解されていると述べ、7. 8 条が DSU19 条の文言とは異なる記述を用いているという事実が、その過去志向的 (retrospective) な解釈を支持するとは解していない。補助金協定 7. 9 条、7. 10 条によって与えられる文脈も、こうした解釈を支持している (6. 37-6. 42)。

以上から、本報告では、まず一定の措置及び EU の主張は、本パネルの付託事項または本手続の範囲外かという問題について検討する。次に米国は、補助金協定 7. 8 条の意味における補助金の廃止を行っていないかという問題について検討する。そして、米国が履行期間の終了後に交付し、または維持している補助金は、EU の利益に現在の悪影響を及ぼしているか、それゆえ米国は、悪影響を除去するための適当な措置をとっていないかという問題について検討する。最後に米国が交付し、または維持している補助金は、補助金協定 3. 1 条(a)、3. 1 条(b)、3. 2 条及び GATT3. 4 条に違反するとの EU の主張について検討する (6. 44-6. 47)。

2. パネルの付託事項、本手続の範囲

本節では、本件で問題となっている一定の措置及び一定の措置に関する主張は、本パネルの付託事項または本手続の範囲外かという問題について検討する。この点に関する米国の異議は、概して以下の 3 つに分類される。①問題となっている特定の措置を明示し、問題を明確に提示するために十分な申立ての法的根拠についての簡潔な要約を付するよう求める DSU6. 2 条の要件の不履行に基づく異議。②問題とされた措置は、DSB の勧告・裁定の対象となった措置でも、DSU21. 5 条の意味における履行のためにとられた措置でもないとの理由に基づく異議。③原手続で認容されなかった主張を本手続において再度扱うことはできないとの理由、及び原手続で提起されなかった主張を本手続において始めて提起することはできないとの理由に基づく異議 (7. 1)。

以下、ワシントン州及びその地方自治体の措置、国防省の研究開発措置、連邦航空局の研究開発措置、サウスカロライナ州の措置、補助金協定 3. 1 条(a)、3. 1 条(b)、3. 2 条及び GATT3 条に関する EU の主張、及び 2013 年のワシントン州法 (SSB5952) による従来税の減免措置を修正する措置の順に検討する (7. 3-7. 4)。

(1) ワシントン州及びその地方自治体の措置

本手続において EU が主張する措置のうちのいくつかは、原手続において特定性のある補助金と認定されたものの、著しい害を生じたとは認定されていない。しかし、これは上級委が分析を完了できなかったからであって、これらの措置が著しい害を生じなかったと認定されていたわけではない。したがって、本手続における再度の主張は、DSB の勧告・裁定の最終性を損なうものではなく、EU はかかる主張を妨げられない (7. 22-7. 53)。

本手続において EU が主張した JCATI (航空宇宙産業に関連する研究を促進し、工学部の学生への教育を向上させることを目的とした産学共同研究計画) の創設と運営は、原手続で DSB の勧告・裁定の対象となったワシントン州の事業税減税とも、NASA 及び国防省の研究開発補助金とも密接な連関 (close nexus) を有さない。したがって、同措置は、DSB の勧告・裁定を履行するためにとられた措置ではなく、本手続の対象には含まれない (7. 54-7. 79)。

(2) 国防省の研究開発措置

原研究開発プログラムに基づく調達契約に関する EU の主張について、原手続の勧告・裁定はなされていないが、上級委は、調達契約は資金的貢献ではないとした原パネルの認定を取り消している。また EU は上級委に分析の完了を求めなかったが、原パネルは調達契約が利益をもたらしているか、悪影響を及ぼしているかにつき分析していなかったため、上級委はいずれにしても、分析を完了することができなかったと考えられる。したがって、EU が上記の調達契約に関する主張を再度行ったとしても、不当にセカンド・チャンスを得ていることにはならず、これら

の調達契約は本手続の範囲に含まれる (7.95-7.131)。

原手続における「2007 年以前」の調達契約及び支援合意に関する EU の主張は、支払い及び国防省の施設へのアクセスに限られ、国防省の設備と職員へのアクセスは、申し立てが可能であったにもかかわらずなされなかったため、本手続においてこれらも含めるように主張の範囲を拡大することはできない。他方、「2006 年以後」の調達契約及び支援合意については、国防省の施設のほか、設備と職員へのアクセスを含めるよう広く主張を構成することによって紛争の範囲が不当に拡大するとは考えられない (7.132-7.239)。

(3) 連邦航空局の研究開発措置

CLEEN プログラムの下でのボーイング社の研究開発は、原手続で問題とされた NASA の研究開発措置の下での研究と技術的な継続性を有し、NASA の調達契約と航空宇宙契約に関して履行があったか否かを CLEEN 契約の検討なくして評価することは困難である。したがって、両者の間には密接な連関が存在し、CLEEN 契約を通じたボーイング社への支払い及び施設、設備、職員へのアクセスは本手続の範囲に含まれる (7.247-7.291)。

(4) サウスカロライナ州の措置

Gemini 計画措置 (ボーイング787の最終組み立てと引き渡し施設をVought社の胴体製作・統合施設の隣接地に誘致するため、2009年にボーイング社に与えられた一連の財政的インセンティブ)、及びEmerald計画措置 (2006年にVought社に与えられた胴体製作・統合施設に関する一連の財政的インセンティブ) は、原手続で申し立てられたワシントン州の税の減免措置 (最終的な解決がなされなかったものも含む) と密接な連関を有するため、本手続の範囲に含まれる (7.298-7.350)。

本パネル設置要求後になされ、本パネル手続中に申し立てられたPhase II措置 (民間航空機製造作業の拡大・拡大計画の支援のため、2013年にボーイング社に与えられたさらなるインセンティブ) は、Gemini計画措置及びEmerald計画措置の本質を変更しない形式的で非実質的な説明ないし修正ではなく、これらの措置とは異なる追加的な措置と言える。したがって、EUは、同措置について問題となっている特定の措置を明示するよう求めるDSU6.2条の要件を満たしておらず、同措置はパネルの付託事項に含まれない (7.351-7.366)。

(5) 補助金協定3.1条(a)、3.1条(b)、3.2条及びGATT3条に関する主張

補助金協定3.1条(a)、3.1条(b)、3.2条及びGATT3条に関する主張についてのEUのパネル設置要求は、問題を明確に提示している点でDSU6.2条の要件を満たす。したがって、上記のEUの主張はパネルの付託事項に含まれる (7.367-7.383)。

EUは、原手続において、ワシントン州の税の減免措置は補助金協定3.1条(a)及び3.2条に違反しないとしたパネル判断に関する上訴を取り下げていたため、本手続において、これらの措置について3.1条(a)及び3.2条に関する主張を行うことはできない (7.386-7.412)。

EUは、原手続において、ワシントン州の税の減免措置及びFSC/ETIを除くすべての原措置について、補助金協定3.1条(a)、3.2条に関する主張を行っていなかったため、またすべての原措置について、補助金協定3.1条(b)、3.2条及びGATT3条に関する主張を行っていなかったため、本手続で、これらの規定に関する主張を行うことはできない。本手続の範囲に含まれる新たな措置については、本手続で、これらの規定に関する主張を行うことができる (7.413-7.438)。

(6) ワシントン州法による従来の税の減免措置を修正する措置

本パネル設置要求後になされ、本手続中に申し立てられた2013年のワシントン州法 (SSB5952) による従来の税の減免措置を修正する措置は、本手続におけるEUの主張に大きな影響を与えるように思われるが、パネル設置要求で明示された従来の税の減免措置と上記の州法によって修正された措置の関係の検討によれば、税の減免措置が

修正の前後で本質的に変わりがないと結論することはできない。したがって、EUのパネル設置要求は、修正後の税の減免措置がパネルの付託事項に含まれるとの根拠を与えるものではない(7.439-7.544)。

3. 補助金の廃止

本節では、米国は、DSBの勧告・裁定の対象となった特定の「2007年以前」のNASA及び国防省の研究開発補助金の修正によって補助金を廃止しなかったか、米国は、EUが特定性のある補助金にあたりと主張する7つの種類の「2006年以後」の措置を交付し、維持することによって補助金を廃止しなかったかについて順に検討する(8.1)。

(1) 「2007年以前」のNASA及び国防省の研究開発補助金

原手続で特定性のある補助金と認定された措置は、以下の3種である。①NASAの研究開発プログラムに基づく調達契約による支払いとNASAの施設、設備、職員へのアクセスの提供。②NASAの研究開発プログラムに基づく航空宇宙契約による施設、設備、職員へのアクセスの提供。③国防省の研究開発プログラムに基づく支援合意による支払いと国防省の施設へのアクセスの提供。米国は、NASA-ボーイング社特許ライセンス契約及び国防省-ボーイング社特許ライセンス契約によって、両当事者に与えられる権利を修正したと報告している(8.3-8.6)。

上記の契約は、NASAと国防省にボーイング社が取得した特許の商業的使用のライセンスを与えるものだが、NASAと国防省にボーイング社の特許の専用実施権を与えるものではない。この点で、修正された調達契約と支援合意の下での特許権の配分は、民間の共同研究開発契約の下での受託者への特許権の配分よりも、ボーイング社に有利なものと言え、原手続においてもたらされていると認定された利益を除去するものではない。したがって、NASA-ボーイング社特許ライセンス契約及び国防省-ボーイング社特許ライセンス契約による修正は、補助金の廃止にあたらぬ(8.45-8.50)。

「2007年以前」の航空宇宙契約の条件は修正されていない。しかし、原手続において上級委員は、航空宇宙契約についての利益に関する上訴について検討していない。したがって、米国が補助金協定7.8条の義務を履行したかを決定するためには、まず航空宇宙契約が利益をもたらしているかを決定しなければならないが、その分析のあり方については当事国間で争いがある。この問題に関する当事国の議論は「2006年以後」の航空宇宙契約に関するそれと同一なので、この問題は次節で検討する(8.51-8.53)。

(2) 「2006年以後」の補助金

(a) 「2006年以後」のNASAの研究開発措置

資金的貢献：「2006年以後」の協力合意と航空宇宙契約が合弁事業と性格づけられ、これらの協定に基づく取引が資金的貢献にあたることについて争いはない。「2006年以後」の協力合意によるボーイング社への支払いは、資金の直接的な移転に該当し、協力合意と航空宇宙契約に基づくNASAの施設、設備、職員へのアクセスの提供は、一般的な社会資本以外の物品若しくは役務の提供に該当する(8.102-8.103)。

「2006年以後」の調達契約の性格は、原手続において上級委員が合弁事業に類すると性格づけた「2007年以前」の調達契約のそれと変わるものではなく、共同研究開発契約と性格づけるのが最適である。また「2006年以後」の調達契約は、「2007年以前」の調達契約と同じく、出資に類する性格を有する。そのため、同契約に基づく支払いは、資金の直接的な移転に該当し、NASAの施設、設備、職員へのアクセスの提供は、一般的な社会資本以外の物品若しくは役務の提供に該当する(8.104-8.157)。

利益：NASA-ボーイング社特許ライセンス契約によって修正された「2006年以後」の調達契約と協力合意については、上記の「2007年以前」の調達契約に関する分析が当てはまるため、これら協定に基づく資金的貢献は、利益をもたらしている。NASA-ボーイング社特許ライセンス契約によって修正されていない「2006年以後」の調達契約と協力合意に基づく資金的貢献は、当然に利益をもたらしている(8.181-8.187)。

航空宇宙契約の下ではボーイング社に対する支払いはなされていないが、同契約の下での取引は調達契約の下でのそれと多くの共通点を有するため、調達契約と協力合意に関する分析のアプローチは航空宇宙契約についても適用可能である。同契約の下での特許権の配分は、民間の共同研究開発契約の下での受託者への特許権の配分よりも、ボーイング社に有利なものであるから、同契約に基づく資金的貢献は、利益をもたらしている (8.188-8.197)。

特定性：「2006 年以後」の NASA の研究開発プログラムの下で実施される研究開発活動も、航空宇宙活動に特化したものであるため、「2006 年以後」の調達契約、協力合意、航空宇宙契約を通じて提供された補助金は、特定性を有する (8.208-8.231)。

補助金額：補助金の額については十分な証拠がない (8.241)。資金的貢献の額は約***である (8.286)。

(b) 「2006 年以後」の国防省の研究開発措置

資金的貢献：原手続において上級委は、支援合意に基づく支払いと国防省の施設へのアクセスは、資金的貢献にあたることを認定している。米国は、「2007 年以前」の支援合意とともに「2006 年以後」の支援合意のいくつかを修正したが、これらの支援合意が資金的貢献にあたらないと主張しているわけではなく、また修正されていない「2006 年以後」の支援合意が、原手続で検討された支援合意と同様に作用することを認めている。「2006 年以後」の支援合意に基づく支払いは、資金の直接的な移転に該当し、国防省の施設、設備、職員へのアクセスの提供は、一般的な社会資本以外の物品若しくは役務の提供に該当する (8.348-8.353)。

調達契約の基礎となる研究開発プログラムの目的、同プログラムの下での研究の性格、研究開発の委託の方法、及び調達契約の下での国防省とボーイング社それぞれの履行義務の性格に鑑みれば、調達契約が合弁事業と機能的に同等であると結論することは困難で、同契約を通じた支払いと国防省の施設等へのアクセスは、サービスの購入と性格づけるのが最適である。そうすると研究開発サービスの購入と性格づけられるこれらの取引は、資金的貢献にあたるかという問題が生じるが、この問題について検討の必要はない。仮にこれらの取引が資金的貢献にあたるとしても、以下で説明するように EU は、調達契約が利益をもたらしていることを証明していないからである (8.359-8.378)。

EU は、代替的な主張として、研究開発プログラムの下で開発された特許権及びその他の知的財産権の移転は、一般的な社会資本以外の物品に該当すると主張するが、用語の文脈、同じ文におけるサービスという語の使用、辞書的定義、上級委の先例によれば、同条の文脈における物品の意味をあらゆる形態の財産を含むように拡大すべき理由はなく (8.379-8.386)。

利益：国防省-ボーイング社特許ライセンス契約によって修正された「2006 年以後」の支援合意については、上記の「2007 年以前」の支援合意に関する分析があてはまるため、これら支援合意に基づく資金的貢献は、利益をもたらしている。国防省-ボーイング社特許ライセンス契約によって修正されていない「2006 年以後」の支援合意に基づく資金的貢献は、当然に利益をもたらしている (8.408-8.414)。

仮に調達契約に基づく支払い等が資金的貢献にあたる場合、同契約は国防省によるボーイング社からの研究開発サービスの購入と性格づけられるものであったから、これらの支払い等がボーイング社に利益をもたらしているかの決定は、補助金協定 14 条(d)に従って、ボーイング社が研究開発作業に対して妥当な対価を支払われたかの検討を要するものと考えられる。EU は、調達契約に基づく支払いや国防省の施設等へのアクセスが、上記の基準に従ってボーイング社に利益をもたらしていることを証明する責任を果たしていない。したがって、米国がこれらの措置によって補助金協定 7.8 条の意味における補助金の廃止をしていないと認定すべき理由はなく (8.415-8.436)。

特定性：「2006 年以後」の支援合意の資金を提供する研究開発プログラムの下で行われる研究開発も、特定の兵器システムの開発に関する現在及び将来の軍事的要請を満たすための研究に特化したものであるから、同合意に基づきボーイング社に提供された補助金は、特定性を有する (8.449-8.469)。

補助金額：補助金の額については十分な証拠がない (8. 477)。資金的貢献の額は約[***]である (8. 496)。

(c) 連邦航空局の研究開発措置

資金的貢献：原手続における NASA の調達契約と国防省の支援合意と同じく、CLEEN 契約の当事者は、双方がその取り決めに貢献し、またその研究成果を共有している。そのため、CLEEN 契約は、連邦航空局がボーイング社に対して支払いと連邦航空局の職員へのアクセスを提供する共同研究開発契約と性格づけるのが最適である。したがって、CLEEN 契約の下での支払いは、資金の直接的な移転に該当し、連邦航空局の職員へのアクセスの提供は、一般的な社会資本以外の物品若しくは役務の提供に該当すると結論する (8. 513-8. 522)。

利益：共同研究開発契約に関する支配的な市場慣行との比較によれば、CLEEN 契約は利益をもたらしている (8. 530-8. 541)。

特定性：CLEEN 契約の下でなされる研究開発の焦点は、航空宇宙関連のものであるから、補助金へのアクセスは明示的に限定されている。したがって、CLEEN 契約によってボーイング社に提供される補助金は、特定性を有している (8. 546-8. 553)。

補助金額：補助金の額については十分な証拠がない (8. 557)。資金的貢献の額は約 2,799 万ドルである (8. 564)。

(d) FSC/ETI とその後継の法による免税

EU は、ボーイング社が履行期間の終了後に FSC/ETI とその後継の法による免税というかたちで補助金を受け取ったことを証明していない (8. 588-8. 612)。

(e) ウィチタ市の地方債 (IRB) に係る資産税及び売上税の減税

本手続に関連する資金的貢献は、履行期間の終了後に与えられた資金的貢献であるから、パネルが検討すべきは、2013 年以降にボーイング社に与えられた減税のみである。2012 年以降にボーイング社が受け取る減税は、2002 年以降に与えられた IRB の価額によって決まる。2002 年以降ボーイング社等が受け取った IRB は、発行された IRB の全額のうちの 32%であるが、これは IRB プログラムが補助金協定に従って運営されていないことを示唆するものではない。したがって、EU は、IRB に基づく資産税と売上税の減税が、履行期間の終了後、特定性のある補助金であることを証明していない (8. 624-8. 640)。

(f) ワシントン州とその地方自治体の措置

本手続の対象に含まれるワシントン州とその地方自治体の措置は、いずれも原パネルによって補助金協定 1 条及び 2 条における特定性のある補助金と認定されている。これらの措置は特定性のある補助金であるとした原パネルの結論を再考すべき理由はない (8. 647-8. 649)。

ワシントン州の民間航空機産業に対する事業税の減税の額は約 3 億 2500 万ドルである (8. 670)。ワシントン州の民間航空機の生産開始前・製品開発に対する税額控除、資産税に対する税額控除、コンピューター関連製品に対する売上税、使用税の免除の額は約[***]である (8. 671-8. 674)。エベレット市の事業税の減税の額は約 5,410 万ドルである (8. 675-8. 676)。

(g) サウスカロライナ州の措置

プロジェクト地のリース

サウスカロライナ州は 2006 年に Vought 社にプロジェクト地をリースし、2009 年にボーイング社が Vought 社からその使用权を得たが、EU は、Vought 社への資金的貢献によってもたされた利益がボーイング社に波及したことを証明しておらず、したがって、ボーイング社に対するプロジェクト地のリースが補助金にあたることを証明していない (8. 723-8. 761)。

プロジェクト施設の提供

資金的貢献：証拠によれば、サウスカロライナ州が Gemini 計画と Emerald 計画の施設を建設したとの根拠はなく、またこれらの施設を所有しているのはボーイング社であるから、ボーイング社への物品若しくはサービスの提供というかたちでの資金的貢献があると結論する根拠はない。他方、サウスカロライナ州が、ボーイング社に対して、Gemini 計画の施設の建設に要した費用の一部を負担するための支払いをしたとの点に争いはない。これらの支払いのもっとも自然な性格づけは、資金の直接的な移転である (8.790-8.813)。

利益：上記の資金の直接的な移転は、利益をもたらしている (8.814-8.823)。

特定性：ボーイング社への支払いのために用いられた経済開発債とエアハブ債のうち、経済開発債については、EU は、なぜボーイング社等に対する収益の付与が限定された数の特定企業による利用に相当するかについて根拠を示していないため、資金の移転が特定性のある補助金であることを証明していない。他方、エアハブ債については、約 30 年もの間ボーイング社のみに対して発行されてきたことに争いはなく、EU は、ボーイング社に対するその収益の付与が特定性のある補助金であることを証明している (8.824-8.843)。

補助金額：補助金の額は 5,000 万ドルである (8.845-8.849)。

FILOT 合意による資産税の減税

資金的貢献：サウスカロライナ州の税務当局の声明、及び合意の文言によれば、ボーイング社 FILOT 合意 (fee-in-lieu of tax agreement) と Emerald 計画 FILOT 合意による資産税の取り扱いが、投資や雇用のレベルに関する一定の約束の見返りとして受け取る利益で、通常であれば適用される規則からの逸脱として理解されていることは明らかである。したがって、これらの取り扱いは、政府がその収入となるべきものを放棄している場合に当たる (8.867-8.882)。

利益：通常であれば課される税の放棄は、納税者に利益をもたらすものであるため、ボーイング社 FILOT 合意と Emerald 計画 FILOT 合意による資産税の減税は、それぞれ利益をもたらしている (8.885)。

特定性：事実上の特定性の分析をサウスカロライナ州のレベルで行うかチャールストン郡のレベルで行うかにつき当事国間で争いがあるが、交付当局をチャールストン郡として分析を行ったとしても、EU は、補助金制度が限られた数の特定企業によって利用されているとの理由で、補助金が特定性を有すると認定するに十分な論拠と証拠を示していない。したがって、EU は、ボーイング社 FILOT 合意と Emerald 計画 FILOT 合意に基づく取り決めが、特定性のある補助金であることを証明していない (8.886-8.908)。

工業団地指定による法人所得税の控除

資金的貢献：米国は、工業団地指定にともなう法人所得税の控除の実際の額は 0 であると主張するが、米国によって提示された証拠は、その主張と一致しない。米国は、EU の主張を反証するその他の主張を提示していないため、上記の控除は、収入となるべきものの放棄にあたりと認定する (8.917-8.920)。

利益：上記の控除は、利益をもたらしている (8.921)。

特定性：法人所得税の控除は、サウスカロライナ州によって与えられているため、事実上の特定性の分析は、サウスカロライナ州のレベルで行われるべきであるが、EU は、チャールストン郡の措置のみを問題とし、また裁量の行使に関する主張においても、補助金の申請が拒否された事例についてなんらの証拠も提示していない。そのため、EU は、法人所得税の控除による補助金が特定性を有することを証明していない。またいかなる会社もその申請によって工業団地への指定を受けることができ、企業の所在地によって法人所得税の控除の受け取りが妨げられるわけではないから、EU は、法人所得税の控除による補助金が特定性を有することを証明していない (8.922-8.933)。

所得配賦による法人所得税の減額

サウスカロライナ州法は、総所得に総売上高に対する州内売上高の比率を乗じた額をサウスカロライナ州に配賦される所得とし、これを製造業者と小売業者の法人所得税の算定根拠とするが、同州法及び関連する証拠によれば、サウスカロライナ州にあるボーイング社の引渡し施設における州外の顧客に対する航空機の引渡しが、同州に配賦されるべき売上にあたるとは確信しない。したがって、EU は、外国の顧客に対する航空機の売上からなる所得を州外売上として航空機の最終的な運航者の主たる事業所に割り当てる規則が、サウスカロライナ州法に基づきそれらの売上に与えられる課税措置と異なる課税措置にあたることを証明していない (8. 951-8. 977)。

大型貨物機に関する資産税の免除

資金的貢献：大型貨物機に関する資産税の免除は、収入となるべきものの放棄にあたる (8. 988-8. 997)。

利益：上記の免除は、利益をもたらしている (8. 998)。

特定性：証拠によれば、サウスカロライナ州による大型貨物機に関する資産税の免除を利用してきたのは、ボーイング社のみである。また大型貨物機に関する資産税の免除は、特にボーイング社に合わせて策定されたものである。したがって、EU は、上記の免除によって与えられる補助金は、事実上の特定性を有することを証明している (8. 999-8. 1004)。

補助金額：補助金の額は約 2,582 万ドルである (8. 1006-8. 1016)。

航空機燃料、コンピューター設備、建築資材に関する売上税、使用税の免除

資金的貢献：航空機燃料、コンピューター設備、建築資材に関する売上税、使用税の免除は、収入となるべきものの放棄にあたる (8. 1029-8. 1040)。

利益：上記の免除は、利益をもたらしている (8. 1041)。

特定性：証拠によれば、航空機燃料、コンピューター設備、建築資材に関する売上税、使用税の免除を利用してきたのは、ボーイング社のみである。また航空機燃料、コンピューター設備、建築資材に関する売上税、使用税の免除は、特にボーイング社に合わせて策定されたものである。したがって、EU は、上記の免除によって与えられる補助金は、事実上の特定性を有することを証明している (8. 1042-8. 1049)。

補助金額：補助金の額は約 225 万ドルである (8. 1051-8. 1058)。

従業員の採用、教育訓練

資金的貢献・利益：争いのない証拠によれば、サウスカロライナ州は、ボーイング社に対して、職業技術総合研修システムを通じて無償で従業員の採用、教育訓練を与えているため、ボーイング社の従業員プログラムは、役務の提供に該当し、利益をもたらしている (8. 1065-8. 1066)。

特定性：職業技術総合研修システムは、半世紀以上にわたって存続している。同プログラムが、限定された数の特定企業によって利用されてきたという証拠も、特定企業によって支配的に利用されてきたという証拠も、均衡を逸した多額の補助金が特定企業に交付されてきたという証拠も、交付当局によって裁量が行使されてきたという証拠もない。したがって、EU は、ボーイング社の従業員プログラムが事実上の特定性を有することを証明していない (8. 1067-8. 1072)。

4. 悪影響の除去

本節では、事案の検討のために必要な背景となる種々の要因について検討した上で、ボーイング 787 と 777X に利益をもたらしている補助金が A350XWB と A330 に著しい害を生じているか、ボーイング 737MAX と 737NG に利益をもたらしている補助金が A320neo と A320ceo にそれぞれ著しい害を生じているかを順に検討する (9. 13-9. 14)。

(1) 主な予備的検討

(a) 原手続後の LCA 産業の発展と本手続における市場画定への含意

原手続の参照期間の終了年である 2006 年以降、LCA 製品市場には重要な進展が生じているが、とりわけ重要なのが、新世代技術を取り込んだ新たなナローボディ機、ワイドボディ機の立ち上げである。EU は、燃料価格の上昇による低燃費の航空機への切り替え、ハブ空港の混雑化による大型機への関心の増大といったその他の進展を指摘し、これらの進展によって、現行技術を用いた高燃費だが引渡し期間の短い航空機と新型技術を用いた低燃費だが引渡し期間の長い航空機は、座席数、航続距離、最大離陸重量が類似であっても、互いに競争的牽制力を及ぼさないとして、これに応じた LCA 製品市場の画定を提案している (9. 23-9. 30)。

こうした EU の提案は、①EU は、燃費性能の異なる現行技術を用いた航空機と新型技術を用いた航空機は、類似の座席数、航続距離、最大離陸重量を有するものであっても、異なる製品市場で競争していることを証明しているか、②ワイドボディ機の製品市場は中型機と大型機という別個の製品市場からなるとした原パネルの画定を放棄し、新型技術を用いたワイドボディ機は、座席数、航続距離、最大離陸重量の違いにかかわらず、同一の製品市場で競争するとする EU の新たなアプローチをとることは適当かという 2 つの問題を提起する (9. 32)。

種々のナローボディ機とワイドボディ機において、エアバス社とボーイング社の製品は、現行モデルか新型モデルかにかかわらず、座席数、最大離陸重量、全長、翼長について密接な類似性を有し、これらの類似性は、問題となる LCA が互いに競争的牽制力を及ぼす可能性を示唆する。またエアバス社とボーイング社は、個々の販売キャンペーンにおいて、しばしば現行技術を用いた製品と新型技術の製品を用いた LCA の双方を同時に提案している。したがって、EU は、上記①の証明をしておらず、著しい害の検討においては、現行技術を用いた A320ceo、ボーイング 737NG と新型技術を用いた A320neo、ボーイング 737MAX は、すべて同一のナローボディ機市場で競争し、同様に現行技術を用いた A330、ボーイング 777 は、新型技術を用いたワイドボディ機である A350XWB、ボーイング 787、777X と競争しているものとして取り扱う (9. 34-9. 40)。

ワイドボディ機の間においても、座席数、最大離陸重量、全長、翼長について重複がみられるが、ナローボディ機に比べ、これら要素についてより大きな差異が存在する。顧客は、ワイドボディ機の購入に際して、自らのニーズを中型機と大型機に応じて分類している。ワイドボディ機の販売キャンペーンとエアバス社及びボーイング社が顧客に提案する航空機に関する証拠によれば、中型ワイドボディ機については、A330、A350XWB-800 とボーイング 787-8、787-9 が、大型ワイドボディ機については、A350XWB-900、A350XWB-1000 とボーイング 787-10、777-8X、777-9X 等が競合する航空機として提案される傾向にある。以上から、かかる製品市場の画定に基づき EU の著しい害の主張を評価する (9. 42-9. 45)。

(b) 補助金の集合

原手続において上級委は、補助金の構造、設計、作用が類似する場合には、多様な補助金の効果を一括して分析すること (集合 (aggregation)) ができ、また少なくとも 1 の補助金 (または 1 の補助金の集合) が悪影響を及ぼしている場合には、他の補助金 (または補助金の集合) の効果がこれを補完し、補足しているかを検討すること (累加 (cumulation)) ができるとしている。そして、多様な補助金の効果を集合的に評価するにあたっては、それぞれの補助金の効果をもつばら個々に検討することによって不当に断片化しないようにすることが、また多様な措置を集合し、それぞれの措置が著しい害の真正の原因であることを証明する責任から申立国を免れさせることのようにすることが、求められるとしている (9. 62)。

EU は、「2007 年以前」の研究開発補助金は、技術的な因果関係を通じてボーイング社の LCA の技術開発に影響を与えていると指摘し、米国もこれらの補助金を集合することに反対してない。よって、これらの補助金のボーイング社の製品開発行動に対する効果を一団の集合として評価することが適当である (9. 63)。

EU は、「2006 年以後」の補助金を以下の 3 つに分類している。①ワシントン州の事業税減税とエベレット市の事業税減税からなるひも付き税補助金 (tied tax subsidies)。②ひも付き税補助金及び研究開発補助金以外のすべての補助金からなるキャッシュ・フロー補助金。③NASA、国防省、連邦航空局の研究開発補助金 (9. 64)。

ひも付き税補助金については、その固有の性質と作用に鑑み、その効果の統合的な分析を行うことが適当である。キャッシュ・フロー補助金は、追加的なキャッシュと同等の機能を有するとしつつ、特定の LCA と関連づけられるべきとする EU の主張はつじつまが合わない。これらの補助金は、追加的なキャッシュと同等のものとして、ひとつの集合として取り扱う。「2006 年以後」の研究開発補助金の支援を通じて開発された技術は、現在販売されているボーイング社に適用されるに至っておらず、これら補助金は今のところ価格的な因果関係を通じて作用しているとの EU の主張に鑑み、これら補助金を価格的な因果関係を通じた影響の評価においてひとつの集合として取り扱う (9. 67-9. 86)。

以下の理由から、上記の補助金の分類をさらに集合化するのには適当ではない。ひも付き税補助金とキャッシュ・フロー補助金は、ともに最終的には価格的な因果関係を通じて作用するが、その性質は十分に異なるため、これらの補助金を集합し、その影響を統合して評価するのは適当ではない。研究開発補助金が、ボーイング社が現在製造販売する LCA の価格を引き下げることが可能とするとしても、これら補助金と現在の LCA の生産とのつながりは、キャッシュ・フロー補助金と比べてもさらに間接的、推測的なものであるから、その性質と作用は、キャッシュ・フロー補助金がボーイング社の LCA の価格決定に影響を与えるとされる方法とは十分に異なる。したがって、これらの補助金を集합し、その影響を統合して分析することは適当ではない。ひも付き税補助金と研究開発補助金も、その性質やボーイング社の価格決定に影響を与えるとされる作用のあり方の違いゆえ、同様の結論である (9. 88-9. 92)。

(c) 関連する期間

履行期間の終了 (2012 年 9 月 24 日) から EU による本パネルの設置要請 (2012 年 10 月 11 日) 及び第 1 書面提出 (2013 年 3 月 28 日) までの期間の短さゆえ、EU が補助金の存在や継続、及び補助金協定 6.3 条における市場現象について提出することのできた証拠は限られている。またこうした期間の短さは、ボーイング 777X に利益をもたらしている米国の補助金は悪影響を及ぼしているとの EU の主張について問題を生じている。履行期間の終了及び本パネルの設置要請時点において、ボーイング 777X はまだ販売に供されていなかったからである (9. 101)。

しかし、EU のパネル設置要請は、その時点において存在していた措置を明示し、それらの補助金によってボーイング 777X に悪影響がもたらされているとの主張を行っているから、本パネルは、ボーイング 777X に関する悪影響について検討すべきでないとする米国の主張に同意しない。米国が悪影響を除去するための適当な措置をとったかの決定にあたっては、そうした証拠が提出され、またその証拠が履行がなされたかの問題に関連する限り、パネル設置要求後の発展も考慮すべきである (9. 106)。

(2) ボーイング 787、777X に利益をもたらしている補助金による著しい害

(a) A350XWB に関する著しい害

EU は、「2007 年以前」の研究開発補助金及び「2006 年以後」の補助金によって、A350XWB に関して、著しい販売の減少とそのおそれ、輸入の妨げとそのおそれ、輸出の妨げとそのおそれ、及び著しい価格の押し下げとそのおそれが生じていると主張している。そして、これらは、補助金によって技術の進展と早期の引渡しが増進され、また積極的な価格設定が可能になったことによるものと主張している (9. 114)。

因果関係の確証にあたっては、価格、販売、市場シェア、その他の競争上の害の指標を独立に評価するのではなく、統合された因果関係の一部として評価する一元的アプローチを用いる。分析は反実仮想によるものとし、種々の補助金がなかったならば、エアバスの販売、価格、市場シェアが高かったかを検討する。補助金の影響の分析は、

関連する補助金の集合によるボーイング 787、777X の製品開発と価格設定への影響、及びそれらの補助金の効果が A350XWB の販売と価格に影響を与え、それらの補助金が A350XWB に関する著しい害の真正かつ実質的な原因となっているかという 2 つの段階で行う (9.116)。

技術的因果関係

両当事国により提示された主張及び証拠の検討によれば、「2007 年以前」の研究開発補助金がなかったならば、ボーイング社は履行期間の終了までにボーイング 787 を立ち上げていなかっただろうと考えるのは説得的ではない。したがって、EU は、「2007 年以前」の研究開発補助金のボーイング 787 の技術開発に関する促進効果が履行期間後も継続していることを証明しておらず、それゆえこれら補助金の履行期間後の技術効果の存在を証明していない (9.123-9.177)。

「2007 年以前」の研究開発補助金がなかったとしても、ボーイング 787 の立ち上げは、787-10、777X の立ち上げ (ともに 2013 年) の複数年前になされていたと考えられる。EU は、ボーイング 787 の技術が研究開発補助金なく開発されていたならば、同技術は 787-9/10、777X の 2013 年の立ち上げを可能とするに十分な時間をもって、これら機体の技術へと波及していなかったであろうことを示す確かな証拠を提示していない。それゆえ、EU は、これら補助金の履行期間後の波及的技術効果 (spill-over technology effects) の存在を証明していない (9.178-9.186)。

EU は、ボーイング社は「2007 年以前」の研究開発補助金の下での研究によって新たな革新的技術を開発し、これを最新の LCA (ボーイング 787-9/10、777X) 開発に適用しはじめていると主張するが、そうした研究がどの程度最終的な技術の開発に寄与したのか、特定の研究開発補助金がどの程度関連する航空機の立ち上げや早期の立ち上げを可能にしたかを示す証拠を提示していない。それゆえ、EU は、これらの補助金の履行期間後の休眠的技術効果 (sleeper technology effects) の存在を証明していない (9.187-9.197)。

EU は、いくつかの「2006 年以後」の研究開発補助金は価格的な因果関係ではなく、技術的な因果関係を通じて作用し、現在の LCA 及び将来の LCA の革新的技術の開発に寄与していると主張している。しかし、EU は、これらの補助金の下でなされた研究がいかに現在の LCA への革新的技術の導入に貢献したか、またどの程度これらの技術を用いた LCA の立ち上げや早期の立ち上げを可能にしたかを証明していない。また上級委は、著しい害のおそれの存在の決定は単なる主張、推測、迂遠な可能性ではなく事実に基づかねばならず、著しい害のおそれは明確に予見され、差し迫ったものでなければならぬと述べているところ、将来のいまだ存在しない LCA への技術の適用の可能性はあまりに迂遠かつ推測的なものであるから、これらの補助金は、補助金協定 5 条(c)、同注、6.3 条の意味における著しい害のおそれに該当しない (9.198-9.214)。

以上から、EU は、「2007 年以前」の研究開発補助金及びいくつかの「2006 年以後」の研究開発補助金が、技術的な因果関係を通じて A350XWB に関する著しい害の真正かつ実質的な原因となっていることを証明していない (9.220)。

価格的原因関係

ひも付き税補助金：ボーイング 787、777X と A350XWB の販売キャンペーンに関する証拠によれば、いずれの販売キャンペーンにおいても、ボーイング社の成功を説明する価格以外の要因が存在し、これらの販売キャンペーンは、価格志向的であったとは言えない。こうした検討結果は、エアバス社とボーイング社のワイドボディ機の競合モデルは、代替可能性が低いことを示すその他の証拠、またナローボディ機の販売キャンペーンの方が、ワイドボディ機のそれよりも、価格志向的であったとした原手続における上級委の結論とも一致する。ひも付き税補助金は、ボーイング社にその収益計算に影響を与えることなく LCA の価格を引き下げる能力と動機を与えたかもしれないが、これらの LCA の販売キャンペーンの競争力学によれば、同社は販売を勝ち取るために価格を引き下げる商業的な必要性を有していたとは言えない。したがって、EU は、ひも付き税補助金が、価格的な因果関係を通じて A350XWB に関

する著しい害の真正かつ実質的な原因となっていることを証明していない (9. 234-9. 252)。

キャッシュ・フロー補助金：ボーイング社によるキャッシュ・フロー補助金の受け取りは、ひも付き税補助金とは違って、LCA の生産ないし販売額に依存するものではなく、ボーイング社への追加的なキャッシュを与える補助金と機能的に同等のものである。生産者の固定費用を減少させる補助金が、特定の文脈において価格に影響を与えることは否定されないが、ボーイング社はこれらの補助金がなければ実際に行った価格設定と同じ価格設定を行わなかったか、行うことができなかつたと結論すべき証拠はない。したがって、EU は、キャッシュ・フロー補助金が、价格的な因果関係を通じて A350XWB に関する著しい害の真正かつ実質的な原因となっていることを証明していない (9. 253-9. 277)。

研究開発補助金：「2006 年以後」の研究開発補助金による費用節減によって、ボーイング社に LCA の価格を引き下げる動機が生じたとする EU の議論は、上記のキャッシュ・フロー補助金に関する議論と同様のものであるから、これと同じ理由によって否定される (9. 278-9. 291)。

(b) A320 に関する著しい害

EU は、2004 年から 2006 年の間に押し下げられた価格で注文された LCA のいくつかは履行期間後に引き渡されているなどの理由を挙げて、原手続の参照期間において存在していると認定された著しい害が履行期間後も継続しているから、米国は悪影響を除去するための適当な措置をとっていないと主張している (9. 299-9. 300)。

上記のような EU の主張は、イエロー補助金を認定された加盟国は、原参照期間において特定の取引について認定された個別の悪影響が、同じ特定の取引について存在しなくなるよう確保することを義務づけられるとの解釈を前提とするが、そのような「悪影響の除去」の解釈が実際的な意義において意味をなすかは疑問である。EU も、米国は引き渡されていない航空機に関する「現在」の悪影響を除去するためにどのような措置をとりえたかを説明していない。またそのような「悪影響の除去」の解釈は、EU 自身も支持した補助金協定 7.8 条の未来志向的な解釈と整合し難い。したがって、上記の EU の主張を退ける (9. 301-9. 332)。

(3) ボーイング 737 MAX、737NG に利益をもたらしている補助金による著しい害

EU は、「2007 年以前」の研究開発補助金の技術効果、及び「2006 年以後」の補助金の価格効果によって、A320neo と A320ceo に関して、著しい販売の減少とそのおそれ、輸入の妨げとそのおそれ、輸出の妨げとそのおそれ、著しい価格の押し下げとそのおそれが生じていると主張している (9. 340)。

因果関係の確認にあたっては、価格、販売、市場シェア、その他の競争上の害の指標を独立に評価するのではなく、統合された因果関係の一部として評価する一元的アプローチを用いる。分析は反実仮想によるものとし、種々の補助金がなかったならば、エアバスの販売、価格、市場シェアが高かったかを検討する。最初に関連する補助金の集合によるボーイング 737 MAX、737NG の製品開発と価格設定への効果について検討し、次にそれらの補助金の効果が A320neo と A320ceo の販売と価格に影響を与え、それらの補助金が A320neo と A320ceo に関する著しい害の真正かつ実質的な原因となっているかを検討する (9. 341)。

技術的因果関係

「2007 年以前」の研究開発補助金がなかったとしても、ボーイング社は、履行期間の終了よりもかなり前にボーイング 787 を立ち上げていたと考えられる。ボーイング社は、履行期間の終了よりも前にボーイング 737 MAX を立ち上げていたであろうと考えることは、非現実的ではない。EU は、ボーイング 787 の技術が研究開発補助金なく開発されていたならば、同技術はボーイング 737 MAX の 2011 年の立ち上げを可能とするに十分な時間をもって、これら機体の技術へと波及していなかったであろうことを示す確かな証拠を提示していない。それゆえ、EU は、これら補助金の履行期間後の波及的技術効果の存在を証明していない (9. 344-9. 355)。

EU は、いくつかの「2006 年以後」の研究開発補助金は価格的な因果関係ではなく、技術的な因果関係を通じて作用し、現在の LCA の革新的技術の開発に寄与していると主張している。しかし、EU は、これらの補助金の下でなされた研究が、いかに現在の LCA への革新的技術の導入に貢献したか、またどの程度これらの技術を用いた LCA の立ち上げや早期の立ち上げを可能にしたかを証明していない (9. 356-366)。

したがって、EU は、「2007 年以前」の研究開発補助金及びいくつかの「2006 年以後」の研究開発補助金が、ボーイング 737 MAX に関する研究開発に与えた影響を証明しておらず、これらの補助金が、技術的な因果関係を通じて A320neo に関する著しい害の真正かつ実質的な原因となっているとは認定しえない (9. 373)。

価格的原因関係

ひも付き税補助金：ボーイング 787 と A320neo 及びボーイング 737NG と A320ceo の販売キャンペーンに関する証拠によれば、2007 年から 2015 年までの 5 つの販売キャンペーン (2008 年フライ・ドバイ、2011 年デルタ、2013 年アイスランド、2013 年エア・カナダ、2014 年フライ・ドバイ) において、ボーイング社は販売を確保するために価格を引き下げる際立った圧力を受け、ボーイング社の成功を説明する価格以外の要因はなかったと考えられる。その他の販売キャンペーンにおいては、ボーイング社の成功を説明する価格以外の要因が存在していたと結論する。以上から、ワシントン州の事業税減税は、上記の 5 つの販売キャンペーンにおいて、ボーイング社のナローボディ機の価格の引き下げに真正かつ実質的に寄与していたと結論する (9. 378-9. 384)。

ボーイング 737 MAX と 737NG の機体あたりの補助金額や販売キャンペーンに関する証拠によれば、ワシントン州の事業税減税は、ボーイング社の価格設定への効果を通じて、2014 年フライ・ドバイ、2013 年エア・カナダ、2013 年アイスランドの販売キャンペーンの結果に真正かつ実質的なかたちで寄与していたと考えられる。したがって、ワシントン州の事業税減税の影響は、これら販売キャンペーンにおける A320neo と A320ceo の販売の減少である。これらの販売の減少は著しい販売の減少である。以上から、ワシントン州の事業税減税は、2014 年フライ・ドバイ、2013 年エア・カナダ、2013 年アイスランドの販売キャンペーンに関して、A320neo と A320ceo の著しい販売の減少というかたちにおける著しい害の真正かつ実質的な原因であると認定する (9. 386-9. 407)。

ワシントン州の事業税減税とボーイング社の LCA の価格との因果関係が証明された 4 つの市場のうち、アラブ首長国連邦については、ボーイング社のナローボディ機の LCA の引渡しが増加していることを示すデータが存在する。また 2008 年及び 2014 年フライ・ドバイの販売キャンペーンにおけるこれらの LCA の注文は、エアバス社にとって販売の著しい減少である。したがって、ワシントン州の事業税減税の影響は、アラブ首長国連邦市場における輸出の妨げのおそれであると結論する (9. 408-9. 444)。

もしボーイング 737 MAX と 737NG に利益をもたらすワシントン州の事業税減税がなかったならば、エアバス社が受注した A320neo と A320ceo の販売キャンペーンにおける価格が高かったであろうことを示す十分な証拠がない。したがって、EU は、ワシントン州の事業税減税が A320neo と A320ceo の著しい価格の押し下げというかたちにおける著しい害の真正かつ実質的な原因であることを証明していない (9. 445-9. 467)。

キャッシュ・フロー補助金：ワシントン州の事業税減税は、エアバス社のナローボディ機への著しい害の真正かつ実質的な原因であると認定したため、①キャッシュ・フロー補助金はエアバス社のナローボディ機への著しい害の真正な原因であるか、そうであるとすれば、②これらの補助金の効果はワシントン州の事業税減税の効果に累加されるべきかについて検討する (9. 468-9. 469)。

ボーイング社は、キャッシュ・フロー補助金がなければ、実際に行った価格設定と同じ価格設定を行うことができなかつたと結論しうる証拠はない。したがって、価格志向的な販売キャンペーンにおいても、これらの補助金がボーイング社の価格設定に影響を与えていると結論すべき理由はない。以上から、EU は、キャッシュ・フロー補助金が、A320neo と A320ceo に関する著しい害の真正な原因であることを証明していない (9. 470-9. 472)。

研究開発補助金：「2006年以後」の研究開発補助金に関するEUの議論は、上記のキャッシュ・フロー補助金に関する議論と同様のものであるから、これと同じ理由によって否定される（9.473-9.476）。

5. 補助金協定3.1条(a)、3.1条(b)、3.2条及びGATT3.4条違反の補助金

本節では、米国は、履行期間の終了後、補助金協定3.1条(a)、3.1条(b)、3.2条及びGATT3.4条違反の補助金を交付し、維持しているとのEUの主張について検討する（10.1）。

EUは、補助金の交付、またこれにかかわる事実の全体の構造に関する十分な分析を提示していないため、補助金が輸出が行われることに基づいているか、輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいているかを証明していない。したがって、補助金協定3.1条(a)、3.2条及び3.1条(b)、3.2条に関するEUの主張は理由がない。EUは、GATT3.4条に関する主張において、補助金協定3.1条(b)に関する主張におけるのと同じ事実の主張を提起し、同じ証拠に依拠しているため、3.1条(b)に関する主張を退けたのと同じ理由によって、GATT3.4条に関する主張を退ける（10.3-10.46）。

III. 評釈

1. 総評

本パネル報告は、EU-大型民間航空機の取引に関連する措置事件（DS316）とともに、WTO史上最大かつ最も高額な紛争案件として注目を集めた米国-大型民間航空機の貿易に影響を与える措置事件（二次申立て）（DS353）におけるDSB勧告の履行の有無につき判断したものである。

米国によるボーイング社への、またEU諸国によるエアバス社への種々の支援の正当性ないし適法性は、1970年のエアバス社の設立以来、両国間で激しく争われ、東京ラウンドの民間航空機貿易協定や、1992年の大型民間航空機貿易に関する二国間協定等によって、解決が図られてきた。しかし、エアバス社の市場シェアの拡大や、両社による新型航空機の開発の立ち上げなどを背景として、その後さらに紛争が激化し、2004年10月6日には、米国によって、EU諸国によるエアバス社への支援は補助金協定に違反するとの申立て（DS316）が、またその翌日には、EUによって、米国によるボーイング社への支援は補助金協定に違反するとの申立て（DS317）が行われた。このうち後者の申立てについては、パネルへの付託事項をめぐって両国間で争いが生じたため、2005年6月27日に新たな申立てがなされ（DS353）、2012年3月23日に「米国にその補助金の利用によってもたらされたと認定された悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止するよう勧告する」パネル・上級委報告が採択された。しかし、EUが、米国は、履行期間の終了後も、EUの利益に現在の悪影響を及ぼす補助金を維持しているとして、21.5条パネルの設置を要請したため、本手続で、米国による勧告の履行の有無が判断されたのである¹。

本手続の特徴は、米国が勧告を履行するための措置として明示した措置によって補助金の廃止、悪影響の除去がなされていないだけでなく、原手続の参照期間の後にとられ、それゆえ原手続の勧告の対象となっていない多くの補助金措置によっても、現在の悪影響がもたされているとして、勧告の不履行が主張されている点である。それゆえ、本パネル報告では、次のような多段階にわたる複雑な検討がなされている。

- ① 本手続の範囲：原手続の参照期間の後にとられ、勧告の対象となっていない措置（以下、勧告対象外の措置）も、本履行確認手続の対象に含まれるか。
- ② 補助金の廃止：原手続の勧告の対象となった措置（以下、勧告対象の措置）は、宣言された履行のための措置にもかかわらず、なお特定性のある補助金に該当するか、本手続の対象に含まれる勧告対象外の措置

¹ ボーイング社及びエアバス社をめぐる補助金紛争の背景と経緯については、Jeffrey D. Kienstra, “Cleared For Landing: Airbus, Boeing, and the WTO Dispute over Subsidies to Large Civil Aircraft,” 32 *Northwestern Journal of International Law & Business* 3 (2012)を参照。

は、特定性のある補助金に該当するか。

- ③ 悪影響の除去：なお特定性のある補助金に該当する勧告対象の措置、及び本手続の対象に含まれ、特定性のある補助金に該当する勧告対象外の措置は、おのおのまたは集合的な効果として、現在の悪影響を及ぼしているか。

本パネルは、まず①について検討し、多くの勧告対象外の措置は、本手続の対象に含まれると判断した。次に②について検討し、いくつかの措置（国防省の調達契約に基づく支払いや一部のサウスカロライナ州の措置等）の補助金該当性を否定したが、本手続の対象に含まれる勧告対象外の措置を含む、少なからぬ措置の補助金該当性を肯定した。しかし、③の検討の結果、本パネルが悪影響を及ぼしていると認定した補助金措置は、ワシントン州の事業税減税だけである。①の判断の結果、多くの措置の補助金該当性と悪影響の有無が検討されることになったがゆえ、本手続は、履行確認手続としては異例の4年半以上もの時を要した。しかし、勧告の不履行の認定がなされたのは、勧告対象の措置で、にもかかわらず履行期間の終了後も維持された措置の一部のみであるから、本手続は、EUからすれば、労多くして功少なしという結果であったと言えよう。

個別の論点としては、①の本手続の範囲に関する判断において、いかなる勧告対象外の措置がイエロー補助金をめぐる履行確認手続の対象に含まれるのかという本手続に固有の興味深い問題が扱われている。他方、②の補助金の廃止と③の悪影響の除去に関する本パネルの判断は、原上級委報告で用いられた補助金該当性と悪影響の有無の判断枠組みに依拠したもので、特筆すべき点は少ない。ただし、②の判断には、サービスの購入は資金的貢献に該当するか、また③の判断には、戦略的な価格決定が顕著な市場においていかに多様な補助金の価格効果を判断するのかという重要な問題が含まれている。以下では、上記の①の問題について比較的詳しく検討した上で、②と③の問題について簡単にコメントする。

2. 各論

(1) 本手続の範囲

補助金協定7.8条は、「補助金が第五条に規定する他の加盟国の利益に対する悪影響をもたらしたと決定する旨の小委員会又は上級委員会の報告が採択される場合には、当該補助金を交付し又は維持している加盟国は、当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する」と規定している。本パネルは、同条は、原手続の勧告の対象となった過去に交付された特定の補助金措置だけでなく、原手続の参照期間の後にとられた措置にも適用されるとして、多くの勧告対象外の措置の補助金該当性と悪影響の有無について検討している。

もっとも、本パネルは、勧告対象外のあらゆる措置を本手続の対象に含めているわけではなく、問題とされた措置が、DSU21.5条の意味における履行のためにとられた措置であるかを「密接な関連テスト」を用いて検討している。本パネルは、同テストは、一方で、被申立国に対抗措置の承認の前に措置を適合させるための妥当な期間を与え、また一方で、紛争解決システムを効率的に運用し、意味のある履行を確保するという競合する利益をバランスする試みであると述べている。そして、こうしたバランスを実現するため、同テストの下では、勧告の履行のための措置とは「宣言されていない」措置が、宣言された履行のための措置やDSBの勧告と密接な関係を有し、それゆえ履行確認パネルで審査することが許されるかを検討するとし、その検討にあたっては、措置のタイミング、性質、及び効果等の分析が要求されるとしている（7.66）。

先例における密接な関連の検討のあり方は多様であるが、それが認められたケースには以下の2つの類型が存在するように思われる。

第1が、主に宣言された履行のための措置や勧告の採択と「宣言されていない」措置のタイミングに着目して、「宣言されていない」措置が、勧告の履行の迂回を意図していたと考えられる場合に密接な関連を認めるというものである。例えば、豪州-サケ輸入禁止事件においては、勧告の対象となった鮭製品に対する豪州の連邦検疫措置

が修正され、これをもって履行のための措置が宣言されたが、その後ほどなくして、タスマニア州によって上記の製品に対する輸入禁止措置が導入された。そこで、タスマニア州の措置も、履行確認手続の対象に含まれるかが問題となったが、21.5 条パネルは、原手続の勧告の採択後に同じ製品に対して一定期間内にとられた検疫措置は、すべて履行確認手続の対象になると判断している²。

第2が、主に勧告の対象となった措置と「宣言されていない」措置の性質に着目して、原告による「宣言されていない」措置に関する主張が、勧告の対象となった措置が違反と判断されたのと同じ理由に基づく特定の場合に密接な連関を認めるというものである。例えば、米国ゼロイング事件（EC）においては、原手続でゼロイングを用いた初回調査と行政見直しの違反が認定され、これらの措置を協定に適合させるよう求める勧告が採択されたが、同勧告の採択前にこれらのケースの各種見直しが、ゼロイングを用いてなされていた。そこで、これらの各種見直しも、履行確認手続の対象となるかが問題となったが、21.5 条上級委は、原手続の勧告の対象となった措置が違反と判断されたのは、それがゼロイングを用いていたからであるが、EU による各種見直しに関する主張も、ゼロイングの利用を理由としたものであるなどとして、これを肯定している³。各種見直しは、勧告の採択の相当前になされていたため、これらの措置を勧告の履行の迂回を意図したものと解しうるかは疑わしい。むしろ、上記の判断の背景には、その性質上、勧告によって当然に協定適合性の確保の期待が生じる措置については、勧告の対象外の措置であっても、即座に対抗措置を認めて差し支えないとの考慮があったと考えられる。

本パネルは、密接な連関テストを用いて、勧告対象外の措置が本手続の対象に含まれるかを検討し、多くの措置について、これを肯定している。しかし、これらの措置の多くは、上記の2つのタイプのいずれにも該当しないように思われる。例えば、本パネルは、サウスカロライナ州による Gemini 計画措置と Emerald 計画措置は、勧告の対象となったワシントン州の事業税減税等と密接な連関を有するため、本手続の範囲に含まれると判断している。しかし、Gemini 計画措置と Emerald 計画措置は、それぞれ2009年と2006年、つまり勧告の採択はおろか、原パネル報告当事国配布よりも前に開始されていたのであって、これらの措置を勧告の履行の迂回を意図したものと解することは無理がある。またイエロー補助金は、措置の性質ではなく、悪影響の有無によって違反が判断されるものであるから、その性質上、勧告によって当然に協定適合性の確保の期待が生じる勧告対象外の措置があるかは、もともと疑問である。

にもかかわらず本パネルは、密接な連関テストの結果、多くの勧告対象外の措置は、本手続の対象に含まれると判断したが、その背景には、次のようなイエロー補助金をめぐる履行確認手続に固有の事情があったと考えられる。というのは、本手続において EU は、勧告対象の措置は、勧告対象外の措置との集合的な効果として、自らの利益に悪影響を及ぼしていると主張していた。それゆえ、米国が、補助金協定7.8条にしたがって、勧告対象の措置によってもたされた悪影響を除去するための適当な措置をとったかどうかの認定は、勧告対象の措置と集合可能な勧告対象外の措置の検討なくして行えないという事情である。

もともと、ある補助金措置がまた別の補助金措置と集合可能かの問題とある措置が勧告の履行の迂回を意図していたか等の問題では、その判断基準が大きく異なる。またある勧告対象外の措置が上記のいずれの理由に基づき履行確認手続の対象に含まれるかによって、その違反の有無の検討のあり方も異なるはずである（ある勧告対象外の措置がもつばら勧告対象の措置と集合可能であることを理由として履行確認手続の対象に含まれる場合には、悪影響の有無の判断においてその単独の効果を検討するとか、レッド補助金に該当するかを検討することは許されない

² Panel Report, Australia - Measure Affecting Importation of Salmon - Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada (WT/DS18/RW) para. 22 of the preliminary ruling set forth at para. 7.10. そのほか、類似の事例として、Panel Report, Australia - Subsidies Provided to Producers and Exporters of Automotive Leather - Recourse to Article 21.5 of the DSU by the United States (WT/DS126/RW) para. 6.5.

³ Appellate Body Report, United States - Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins ("Zeroing") - Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities (WT/DS294/AB/RW) para. 230. そのほか、類似の事例として、Appellate Body Report, United States - Final Countervailing Duty Determination with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada - Recourse by Canada to Article 21.5 of the DSU (WT/DS257/AB/RW) para. 90.

のではないか)。したがって、勧告対象外の措置が勧告対象の措置と集合可能であるがゆえ履行確認手続の範囲に含まれるかとの問題は、補助金協定 7.8 条に固有の問題として、密接な連関テストを通じて判断される DSU21.5 条の履行のための措置の範囲一般の問題とは、区別して論じられるべきであったように思われる。

(2) サービスの購入

原パネルは、補助金協定 1.1 条(a) (1) (i) を解釈して、サービスの購入は同条にいう資金的貢献に該当しないとした上で、NASA の調達契約と国防省の支援合意による支払いは、サービスの購入にはあたらないため、資金的貢献に該当すると判断し、他方、国防省の調達契約による支払いは、サービスの購入にあたるため、資金的貢献に該当しないと判断していた。そこで、米国が、NASA の調達契約と国防省の支援合意による支払いはサービスの購入にあたらないとしたパネルの認定につき上訴し、EU が、サービスの購入は資金的貢献に該当しないとしたパネルの解釈につき上訴したが、原上級委は、サービスの購入は資金的貢献に該当しないとしたパネルの解釈を取り消しつつ、自らの解釈を示していない。原上級委によれば、NASA の調達契約と国防省の支援合意の性格は合弁事業に類し、これらの契約を通じた支払いは出資に類するとの理由で資金的貢献に該当するため、上記の解釈問題は紛争の解決に関連しないからである⁴。

しかし、サービスの購入が資金的貢献に該当するならば、国防省の調達契約による支払いは資金的貢献に該当しないとした原パネルの認定は覆されえなくてはならず、国防省の調達契約による支払いがサービスの購入にあたることを否定するわけでもなく、上記の解釈問題は本紛争の解決に関連しないから答える必要はないとした原上級委の論理は不可解である。そこで、国防省の調達契約による支払いは資金的貢献に該当するとの主張が再びなされたとき、いかなる判断が下されるかが注目されたが、本パネルは、国防省の調達契約による支払いはやはりサービスの購入にあたるとしつつ、サービスの購入が資金的貢献に該当するかについては判断していない。EU はいずれにせよ調達契約による支払いが利益をもたらしていることを証明していないため、この問題について検討の必要はないとの理由である。

本パネルは、その他のすべての措置については、利益や特定性の証明の欠如を理由として補助金該当性を否定する場合にも、資金的貢献の存在を認定していたのであって、国防省の調達契約による支払いについてのみ、その判断を回避しているのは、いかにもバランスを欠くように思われるが、上記の原手続の経緯に鑑み、本手続で再び自らの解釈を提示することはためらわれたのであろう。

しかし、こうして補助金の定義に関する基本的な解釈問題が回避されつづけたままでは、補助金規律の安定性と予見可能性が損なわれるばかりであろう。補助金協定 1.1 条(a) (1) (iii) や 14 条(d) の規定に鑑みれば、確かにサービスの購入は資金的貢献に該当するとの解釈は困難であるが、物品の購入とサービスの購入を区別すべき合理的な理由は見いだし難い。またこれらの規定にサービスの購入が挙げられていないのは、起草者がサービスの購入はサービスの貿易のみに影響を与えうるもので、それゆえ GATS の下で規律されるべきと考えていたからとの指摘もある⁵。そうだとするならば、これらの規定の文言解釈によれば、明らかに不合理な結果が生じ、また起草作業によれば、物品の貿易に影響を与えうるサービスの購入を排除する意図はなかったとして、その購入は資金的貢献に該当すると解することも不可能ではないのではないか⁶。

(3) 研究開発補助金、キャッシュ・フロー補助金の価格効果と補助金の集合

パネルは、結論として、ワシントン州の事業税減税（ひも付き税補助金）によるナローボディ機に関する著しい害を認定する一方で、NASA、国防省、FAA の研究開発補助金や、これらの 2 種類の補助金以外の補助金（キャッシ

⁴ こうした原手続の経緯については、本パネル（21.5 条パネル）報告パラ 7.111-7.125 を参照。

⁵ Dominic Coppens, *WTO Disciplines on Subsidies and Countervailing Measures* (Cambridge U.P., 2014) p. 44.

⁶ ウィーン条約法条約 32 条「解釈の補足的な手段」を参照。

ュ・フロー補助金)による著しい害は認めていない。

その理由は、概ね以下の通りである。生産や販売と結び付いた補助金を与えられた企業は、同じ利益率を実現しつつ価格を引き下げ能力を有するため、ひも付き税補助金は価格の引き下げに真正かつ実質的に寄与したと考えられる(9.238-9.243)。これに対して、キャッシュ・フロー補助金と研究開発補助金は、生産や販売と結び付いたものではなく、これらの補助金が価格の引き下げに与える影響は、間接的、推測的である。特定の状況において、これらの補助金が価格に影響を与える可能性は否定されないが、本手続において EU は、これらの補助金がなかったならば、実際の価格とは異なる価格設定がなされていたであろうことを証明していない(9.91, 9.270-9.271, 9.288等)。

つまりパネルは、限界費用の減少をもたらす補助金は、価格の引き下げに寄与するとの推定ルールを適用して、ひも付き税補助金による著しい害を認め、逆に限界費用の減少をもたらさない補助金は価格の引き下げに寄与しないとの推定ルールを適用して、研究開発補助金、キャッシュ・フロー補助金による著しい害を否定している。こうした補助金の区別は、一定の競争環境の下では合理性を有するであろうが、LCA 市場のような戦略的な価格決定が顕著な市場においても十分な説得性を有するだろうか。実際に本パネルは、ひも付き税補助金も、価格志向的な販売キャンペーンのみに限って、集中的に価格の引き下げのために用いられることを前提としているが⁷、そうであるならば、研究開発補助金とキャッシュ・フロー補助金も、同様に用いられると考える理由は乏しいように思われる。

こうした各種の補助金の価格効果の相対性は、これら補助金の集合の可否にもかかわる。パネルは、ひも付き税補助金とキャッシュ・フロー補助金、及びひも付き税補助金と研究開発補助金の集合の可否については、価格に対する作用のあり方の違いという理由をもって、またキャッシュ・フロー補助金と研究開発補助金の集合の可否については、後者が価格の引き下げに与える影響は、前者と比べても、さらに間接的、推測的であるとの理由をもって、これを否定している。しかし、これらの補助金の価格に対する作用や影響のあり方が相対的であるならば、これらの補助金は集合できないとの判断の合理性も問われることになる。

もっとも、ある補助金またはその集合が貿易を歪曲する効果を有するとしても、そのことをもって即座にそれら補助金を廃止し、または悪影響を除去するための措置がとられるべきかは定かではない。本件における補助金がそうした場合に当たるかは別として、環境問題への対処、領域内の不利な立場にある地域の発展、社会全体に利益をもたらすが商業的なインセンティブを欠く研究開発の促進等、正当な目的でなされる補助金(外部性への対処を目的とする補助金)は、たとえ貿易を歪曲する効果を有するとしても、一概に是正を求めることはできないからである。こうした是正を求めるべき補助金とそうでない補助金の仕分けは、輸出補助金、国内産品優先補助金を除けば、もっぱら貿易への悪影響を基準として違反を認定する現行の補助金協定の下では、もとより不可能であろう。グリーン補助金の復活等の立法的な対応の必要性が指摘される所以である⁸。

⁷ パネルは、年間の補助金額の合計を年間の価格志向的な販売キャンペーンにおける受注件数で除することによって、1機あたりの補助金額を算定している(n. 3321)。

⁸ 例えば、Luca Rubini, “Rethinking International Subsidies Disciplines: Rationale and Possible Avenues for Reform” (ICTSD/World Economic Forum, 2015) < <http://e15initiative.org/publications/rethinking-international-subsidies-disciplines-rationale-and-possible-avenues-for-reform/> > 及び同注1の文献を参照。